

平成28年度

島根県交通安全 県民運動実施要綱



島根県交通安全
シンボルマーク



島根県交通安全キャラクター
「ぴーちゃん」

広げよう 事故ゼロしまねの 思いやり

第1 趣 旨

この運動は、県民一人ひとりが交通安全の推進者であることを自覚し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、交通安全推進機関・団体が連携を密にして、県民総ぐるみの交通安全運動を展開することにより、交通事故のない安全で安心なしまねの実現を図ることを目的とする。

第2 推進期間

平成28年4月1日(金)から
平成29年3月31日(金)まで

第3 年間スローガン

広げよう
事故ゼロしまねの 思いやり

第4 主 唱

島根県交通安全対策協議会

第5 推進機関・団体等

- 1 推進機関・団体（別表2のとおり）
島根県交通安全対策協議会構成機関・団体
市町村交通安全対策協議会構成機関・団体
- 2 協賛団体（別表2のとおり）

第6 年間の運動重点

- 1 高齢者の交通事故防止（最重点）
- 2 子供の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 自転車の安全利用の推進
（特に、「自転車安全利用五則」の遵守）

第7 推進機関・団体の推進事項

推進機関・団体は、相互に連携を図り、それぞれの地域の交通実態と組織の実情に応じた具体的な実施計画を策定し、県民総参加のきめ細かな運動を積極的に展開する。（別表1のとおり）

第8 運動の実施計画

1 期間を定めて行う運動

| 運 動 名 | 期 間 |
|--------------|-----------------------|
| 春の全国交通安全運動 | 4月6日から15日までの10日間 |
| 自転車マナーアップ運動 | 5月1日から31日までの1か月間 |
| 夏の交通事故防止運動 | 7月11日から25日までの15日間 |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日から30日までの10日間 |
| 高齢者の交通事故防止運動 | 10月21日から11月10日までの21日間 |
| 年末の交通事故防止運動 | 12月11日から12月31日までの21日間 |

※期間を定めて行う運動の実施要領は別に定める。
各運動期間中に一斉行動日を設定する。



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第3395号

2 日を定めて行う運動

| 名 称 | 活 動 日 | 運動の進め方 |
|---------------------|----------------------|--|
| 交通安全県民の日 | 毎月1日※ | 交通安全県民の日制定要綱に基づき街頭啓発活動を実施する。 |
| 自転車・二輪車 交通安全指導の日 | 毎月18日※ | 1 自転車の正しい乗り方の指導 2 自転車・二輪車の点検整備 3 二輪車の正しい乗車 |
| 交通事故死ゼロを 目指す日 | 4月10日(日) 9月30日(金) | 全国一斉に実施する。 |

※1日又は18日が土・日曜、祝休日に当たるときは、その直後の平日を活動日とする。

3 交通死亡事故多発警報等発令時の活動

| 活 動 名 | 期 間 | 主な実施事項 |
|---------------------|--------------|---|
| 交通死亡事故多発警報等発令時の緊急対策 | 警報発令期間(10日間) | 交通死亡事故多発警報等の発令・非常事態の宣言及び緊急対策実施要領に基づき実施する。 |

4 その他の行事

- 春の全国交通安全運動の推進の集い(松江市) 4月5日(火)
- 秋の全国交通安全運動の推進の集い(松江市) 9月中旬
- 第52回交通安全県民大会(江津市) 11月11日(金)

平成27年中の県内における交通事故発生状況

| | | |
|-------------------|------|------------------|
| 1 交通事故発生状況 | 発生件数 | 1,388件(前年比-195件) |
| | 死者数 | 27人(前年比-1人) |
| | 負傷者数 | 1,613人(前年比-218人) |

2 各重点での交通事故の状況

- (1) **高齢者**
高齢者の交通事故死者数は13人(前年比-5人)で、全死者数の48.1%であり、10年ぶりに5割未満となった。また、発生件数は526件(前年比-26件)で減少したが、負傷者は384人(前年比+8人)で前年より増加した。
- (2) **子供**
子供の交通事故は、8年連続交通死亡事故ゼロが続いており、発生件数39件(前年比-29件)負傷者48人(前年比-48人)と前年より大幅に減少したが、依然として登下校時間帯の被害が多い。
- (3) **飲酒運転**
飲酒運転による交通事故は、発生件数17件(前年比-4件)、死者0人(前年比±0人)、負傷者20人(前年比-4人)と前年より減少した。
- (4) **シートベルト**
自動車乗車中の交通事故死者10人のうち、1人がシートベルト非着用で、その構成比は10.0%であった。
- (5) **自転車**
自転車乗用中の交通事故は、発生件数149件(前年比-31件)、死者1人(前年比-3人)、負傷者150人(前年比-28人)と前年より減少した。
自転車関連事故は依然として交通事故の約1割を占め、その内4割強は自転車側にも違反がある。

平成27年度 島根県交通安全ポスターコンクール金賞作品

島根県交通安全協会主催

松江市立揖屋小学校4年
三島幸咲さんの作品



JA共済主催

(農林水産大臣賞受賞)
江津市立渡津小学校3年
藤原大和さんの作品



松江市立栄道中学校3年
狩野まりあさんの作品



島根県立松江ろう学校2年
國谷美海さんの作品



第9 年間の運動重点に対する取組

1

高齢者の交通事故防止

～ シニアこそ ジュニアのお手本 交通安全 ～

(平成28年使用交通安全年間スローガン最優秀作)



高齢者おうえんキャラクター
しままる

1 推進事項

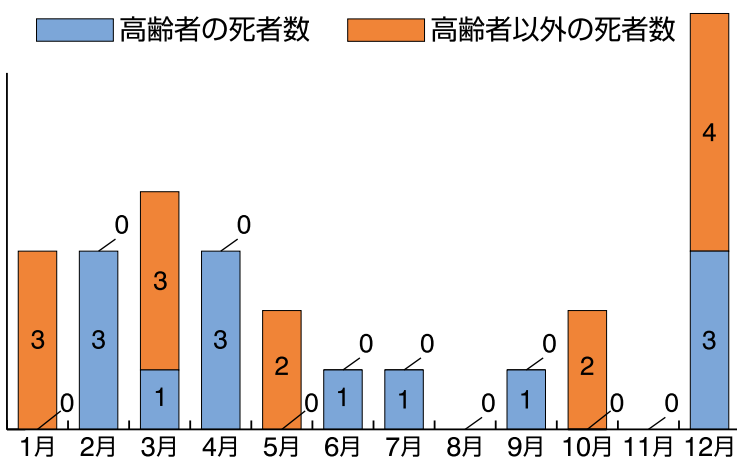
- (1) 道路横断時の交通ルールの遵守と安全行動の実践
- (2) 夜光反射材の普及と活用促進
- (3) 高齢者への思いやり運転の励行

2 推進内容等

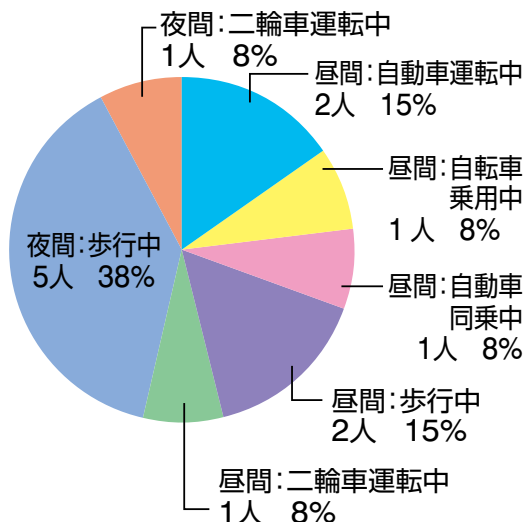
| 推進主体 | | 主な推進内容 |
|------------------|------------|---|
| 高齢者 | 歩行者 自転車 | <ul style="list-style-type: none"> ○参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルールの遵守と安全行動を実践する。 ○道路を横断する前・横断中も、左右の安全を確認し、斜め横断や車の直前直後からの横断はしない。 ○夕暮れ時から夜間に外出・帰宅する際は、明るい服装をし、夜光反射材の着用や懐中電灯の携行に努める。 |
| | 運転者 | <ul style="list-style-type: none"> ○自分の運動能力等を認識し、その能力に応じた運転に努め、体調不良時には運転を控える。 ○70歳以上の運転者は、「高齢運転者マーク」の表示に努める。 |
| 一般運転者 | | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢運転者マーク表示車に対する思いやりのある運転を実践する。 ○早めのライト点灯と上向きライト活用を実践する。 ○高齢の歩行者や自転車利用者を見かけた場合は、減速や徐行を励行し、高齢者の動きに対応できる思いやりのある運転を実践する。 |
| 家庭 | | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が夕暮れ時から夜間に外出・帰宅する際は、夜光反射材の着用や懐中電灯の携行を促す。 ○道路を横断する前・横断中の安全確認の徹底や手を挙げて道路横断の意思表示をすることなど、出かける際に「声かけ」を励行する。 ○身体機能の変化により運転に不安を感じている高齢者の運転免許証返納を考える。 |
| 地域 | | <ul style="list-style-type: none"> ○夜光反射材の着用や道路横断時の安全確認の徹底など、高齢者が安全行動を実践するための「声かけ」を励行する。 ○安全講習の開催、チラシ等の回覧により、高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。 |
| 市町村警察 関係機関・団体 | | <ul style="list-style-type: none"> ○参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 ○交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者を中心とした高齢者世帯訪問活動を推進する。 ○地域における高齢者交通安全教育の推進役（交通安全リーダー）の育成を図る。 ○夜光反射材の普及と着用の促進を図る。 ○運転免許証の自主返納への支援に対する情報提供を推進する。 |

■平成27年中の高齢者交通事故死者の状況

月別死者数



高齢者状態別死者数



2

子供の交通事故防止



～しんごうが あおでもよくみる みぎひだり～

(平成28年使用交通安全年間スローガン最優秀作)

1 推進事項

- (1) 交通ルールの遵守と正しい交通マナー実践の習慣付け (2) 街頭における安全指導・保護誘導活動の徹底
(3) 通学路の安全点検の励行 (4) 子供への思いやり運転の励行

2 推進内容等

| 推進主体 | 主な推進内容 |
|---------------|--|
| 子供 | ○道路を横断する時は、必ず左右の安全を確認し、飛び出しや車の直前直後からの横断はしない。 ○自転車を利用する時は、ヘルメットの着用に努め、信号や一時停止標識などの交通ルールの遵守と安全確認を徹底する。 |
| 運転者 | ○通学(園)路や子供が利用する建物・施設の周辺を通行する時は、スピードダウンや前方注視などを徹底し、子供の動きに対応できる思いやり運転を心がける。 ○交差点や横断歩道での安全確認と減速・徐行を励行する。 ○早めのライト点灯と上向きライト活用を実践する。 |
| 家庭 | ○子供と一緒に通学路等を歩き、子供の目線で危険箇所を確認する。 ○家族で交通ルールとマナーについて話し合う。 ○子供が出かける際には、安全行動の具体的な「声かけ」をする。 ○子供に正しく交通ルールを教えるために、交通安全講習会等に積極的に参加する。 |
| 学校 | ○地域の交通事故・ヒヤリハット体験を取り入れた道路の横断及び自転車の乗り方指導など、交通安全教育を反復実施する。 ○通学(園)路の安全点検を実施するとともに、登下校時の街頭指導を徹底する。 |
| 地域職 | ○子供が事故に遭わないように「声かけ」を励行し、街頭における保護誘導活動を実施する。 ○交通安全講習の開催、チラシ等の回覧により、子供を交通事故から守る意識の高揚を図る。 |
| 県市町村警察関係機関・団体 | ○交通安全教育指針に基づき、子供の年齢層に応じた交通安全教育を段階的・体系的に推進する。 ○保護者対象の交通安全講習会を開催する。 ○登下校(園)時における街頭指導・保護誘導を徹底する。 ○通学路等における子供の安全な通行を確保するために、交通安全総点検を推進する。 |

平成27年度 島根県交通安全ポスターコンクール佳作作品

島根県交通安全協会主催

3

飲酒運転の根絶

～その酒で 失う信頼 家族の未来～

(平成28年使用交通安全年間スローガン優秀作)



矢野 一葉さんの作品

浜田市立浜田東中学校3年

1 推進事項

- (1) 飲酒運転追放三不運動の徹底「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませない」(飲酒運転追放三不運動)
(2) 飲酒運転を許さない環境づくりの推進

2 推進内容等

| 推進主体 | 主な推進内容 |
|---------------|---|
| 運転者 | ○飲酒運転は極めて悪質かつ危険な反社会的行為であることを自覚する。 ○「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底する。 ○二日酔いでも、飲酒運転になることを自覚する。 |
| 家庭 | ○飲酒運転の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転をしない、させない」を徹底する。 ○車を運転してきた人、これから車を運転する人には「乗るなら飲ませない」を徹底する。 ○二日酔いで飲酒運転にならないように家族で注意する。 |
| 地域職 | ○回覧板や朝礼、交通安全教育などの機会を活用し、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転を許さない意識を醸成する。 ○運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪になることを周知徹底する。 ○飲酒会合時の「ハンドルキーパー運動」※1を実践する。 ○アルコール検知器の使用や厳正な点呼を徹底する。 |
| 酒類提供事業者 | ○車を運転する客には酒類を提供しないこと、飲酒した客には絶対に車を運転させないことを徹底し、飲酒運転追放の環境づくりを醸成する。 |
| 県市町村警察関係機関・団体 | ○各種広報媒体を活用し、飲酒運転追放三不運動、飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性について広報啓発を行う。 ○交通安全講習・飲酒運転根絶に向けた取組みを実施し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げ、飲酒運転を許さない環境づくりを醸成する。 ○飲酒会合時の「ハンドルキーパー運動」※1の普及推進を図る。 ○運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪になることを周知する。 ○飲酒運転の取締りを強化し、飲酒運転者の周辺者に対する責任の追及を徹底する。 |



※1

『ハンドルキーパー運動』とは?

仲間と飲食店などへ自動車で行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、飲酒後の仲間を自宅まで送るという飲酒運転を根絶するための運動です。

4

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成27年度 島根県交通安全ポスターコンクール銀賞作品

島根県交通安全協会主催

～ カチッとね ベルトが守る その笑顔 ～

(平成28年使用交通安全年間スローガン佳作)



板倉 梨乃さんの作品

出雲市立遙堀小学校3年

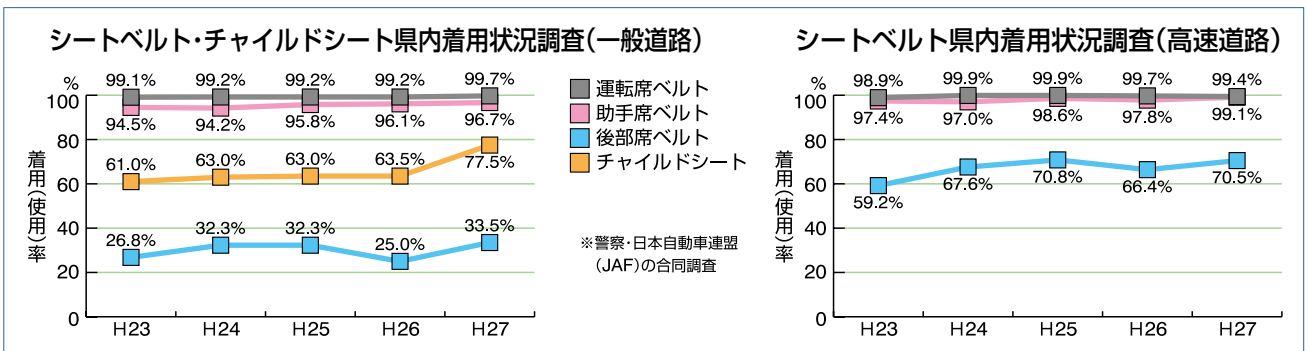
1 推進事項

- (1) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 (特に後部座席のシートベルト着用)
- (2) 体格にあったチャイルドシートの正しい使用の徹底

2 推進内容等

| 推進主体 | 主な推進内容 |
|---------------------------|---|
| 運 転 者 | ○シートベルト着用の必要性和効果を認識し、自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者に正しい着用を徹底する。 ○6歳未満の子供には、体格にあったチャイルドシートを選び、正しい使用を徹底する。 |
| 家 庭 | ○家族みんなで、シートベルト・チャイルドシートの必要性・着用効果について話し合い、全席での正しい着用の実践と習慣付けを図る。 ○乗車時は、全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの着用を呼びかけ、正しく着用しているかを確認する。 |
| 地 域 職 場 | ○回覧板や朝礼、交通安全教育などの機会を活用し、シートベルト・チャイルドシート着用の必要性和効果を繰り返し指導し、地域・職場ぐるみで 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を推進する。 |
| 県 市 町 村 警 察 関 係 機 関 ・ 団 体 | ○各種広報媒体を活用し、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和着用効果について広報啓発を行う。 ○街頭・交通安全講習などの機会に、特に着用が低調な後部座席のシートベルトとチャイルドシート着用の指導を徹底する。 ○シートベルトコンビンサーを活用した体験型講習などにより、シートベルト着用意識の高揚を図る。 |

県内のシートベルト・チャイルドシート着用状況調査



平成28年使用交通安全年間スローガン

内閣総理大臣賞 (最優秀作)

こんばんは 早めのライトで ごあいさつ 【運転者(同乗者を含む)に対するもの】
 シニアこそ ジュニアのお手本 交通安全 【歩行者・自転車利用者に対するもの】
 しんごうが あおでもよくみる みぎひだり 【こども部門】

内閣府特命担当大臣賞 (優秀作)

その酒で 失う信頼 家族の未来 【運転者(同乗者を含む)に対するもの】
 スマホ見ず しっかり前見て 踏むペダル 【歩行者・自転車利用者に対するもの】
 気を付けよう 知らない道より 慣れた道 【こども部門】

警察庁長官賞 (優秀作)

もしもは しません出ません 運転中 【運転者(同乗者を含む)に対するもの】
 伝えよう 自分の存在 反射材 【歩行者・自転車利用者に対するもの】
 わたろうか いそぐ気持ちに ブレーキを 【こども部門】

文部科学大臣奨励賞(優秀作)

ぼくは ここ ピカッと知らせる はんしゃざい 【こども部門】

5 自転車の安全利用の推進

平成27年度 島根県交通安全ポスターコンクール金賞作品

JA共済主催



河手 風雅さんの作品
邑南町立市木小学校6年

～ スマホ見ず しっかり前見て 踏むペダル ～

(平成28年使用交通安全年間スローガン優秀作)

1 推進事項

- (1) 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの徹底
- (2) 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の励行
- (3) 乗車用ヘルメットの着用促進

2 推進内容等

| 推進主体 | 主な推進内容 |
|---------------|--|
| 自転車利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ○「自転車は車両」であることを自覚し、車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先など自転車安全利用五則※2を遵守する。 ○信号や一時停止標識を守り、傘差し・無灯火・携帯電話や携帯音楽プレーヤーのヘッドホンを使用して走行しないなど、交通ルールの遵守と安全確認を徹底する。 ○夕暮れ時から夜間には、早めのライト点灯を実践し、夜光反射材を着用する。 ○自転車の定期的な点検整備を励行し、傷害・賠償責任保険に加入する。 |
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none"> ○自転車事故の悲惨さと無謀運転の禁止などについて家族で話し合い、交通ルールの遵守とマナー実践の「声かけ」をする。 ○幼児・児童(13歳未満の者)や高齢者が自転車を利用するときは、安全のため乗車用ヘルメットの着用に努める。 ○自転車事故が発生した場合の備えとして、傷害・賠償責任保険の加入を家族で検討する。 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○年齢に応じた自転車の正しい乗り方や乗車用ヘルメット着用効果を指導する交通安全教室を開催する。 ○地域ボランティアと連携し、通学路での街頭指導を推進する。 ○夕暮れ時から夜間下校時の、早めのライトの点灯や夜光反射材の着用を指導する。 ○幼児・児童・生徒自らが危険を認識し、自覚を持って安全行動ができるような交通安全教育を実施する。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用者に対し、自転車安全利用五則※2による交通ルールの遵守とマナー徹底の街頭指導を実施する。 ○安全講習の開催、チラシ等の回覧により、自転車の交通ルール遵守とマナー徹底の意識の高揚を図る。 |
| 県市町村警察関係機関・団体 | <ul style="list-style-type: none"> ○全ての自転車利用者に対し、自転車は車両であること、自転車安全利用五則※2の周知、自転車シミュレーターを活用した体験型講習の開催などにより、交通ルールの遵守とマナーの徹底を図る。 ○毎月18日の「自転車・二輪車交通安全指導の日」の定着化と、県民総ぐるみによる自転車の安全利用を推進する。 ○LEDライト・反射材を備えた安全性の高い自転車の利用を促進する。 ○自転車の定期的な点検整備を励行し、「TSマーク(保険付帯)」※3などの傷害・賠償責任保険への加入を促進する。 |

※2 『自転車安全利用五則』

(平成19年7月10日交通対策本部決定)

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



注:上記の子どもとは、13歳未満の幼児・児童を意味する。

※3 『TSマーク』

自転車安全整備士が普通自転車を点検、整備したときに貼付されるマークで、このマークが貼付されている自転車には、傷害及び賠償責任保険が付加されます。

TSマークの貼付された自転車を運転中に交通事故を起こした場合は、死亡、重度後遺障害に対し、最高5,000万円の傷害保険金や賠償責任保険金が支払われます。

TSマークのついた自転車安全整備店の看板のある店で取り扱っており、点検・整備費(最低1,200円程度)が必要となり、これが貼付料金(保険料等)となります。

保険の有効期間は自転車安全整備士による点検日(マークに記載されています)から1年間となり、マークに点検年月日と整備士の登録番号が記載されていないものは無効となります。

※整備点検済みの自転車に貼付するTSマーク(島根県では第二種のみ)

| | 傷害補償 | 賠償責任補償 | 被害者見舞金 |
|------|--|---|--|
| 補償内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害(1～4級) 一律 100万円 ●入院加療15日以上 以上の傷害 一律 10万円 | <ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害(1～7級) 限度額 5,000万円 | <ul style="list-style-type: none"> ●入院加療15日以上 以上の傷害 一律 10万円 |



第二種点検整備済
TSマーク
(3.5×5cm)

推進機関・団体が行う推進事項

| 推進機関・団体 | 推 進 事 項 |
|--------------------------------|--|
| 推進機関・団体の 共通推進事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 年間・各季の交通安全運動、「交通安全県民の日」等における活動の効果的推進 2 職員・従業員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 職員・従業員等に対する交通安全教育の推進 4 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進 5 パンフレット、チラシ等の啓発資料の作成・配布 6 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 県 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村、各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請と助言支援 2 交通安全運動等に伴う連絡会議の開催 3 交通事故発生状況等交通安全情報の提供 4 交通死亡事故多発警報等（警報・注意報・非常事態宣言）の発令及び同警報等発令に伴う緊急対策の推進 5 高齢者・成人に対する交通安全教育事業の推進 6 交通安全県民大会の開催 7 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 市 町 村 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ 2 各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請・助言支援 3 「交通安全はつらつ教室」の開催など「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進 4 交通安全施設、通学路などの点検・整備 5 交通指導員による街頭指導の強化 6 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 警 察 | <ol style="list-style-type: none"> 1 悪質・危険な違反に対する交通指導取締りの強化 2 「交通安全教育指針」に基づく年齢層に応じた体系的交通安全教育の推進 3 推進（協賛）機関・団体に対する交通事故分析資料及び道路交通情報などの交通情報の提供 4 交通安全関係機関・団体の指導育成 5 安全と円滑を図るための効果的な交通規制の実施 6 ゾーン30対策等道路交通環境の整備 7 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 教育委員会 (県・市町村) | <ol style="list-style-type: none"> 1 「交通安全教育指針」に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進 2 交通安全教育指導者の資質の向上 3 登・下校（園）時における街頭指導の充実と通学路の点検 4 自転車の点検整備と正しい乗り方指導の徹底 5 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 道路管理者 (国土交通省・県・市町村) | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路パトロールの強化 2 道路の整備、障害物の除去など道路交通環境の整備・充実 3 交通安全施設の点検・整備 4 道路情報の提供 5 道路標識・標示の点検・整備と視認性の確保 6 推進（協賛）機関・団体との連携による交通安全総点検の実施 7 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 交通安全協会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各種交通安全運動の実施促進 2 「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 3 ハンドルキーパー運動の推進 4 夜光反射材の普及と着用の促進 5 チャイルドシートの貸出 6 高齢運転者に対する運転適性診断の促進 7 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 安全運転管理者協会 トラック協会 旅客自動車協会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所に対する交通安全指導の強化 2 事業所の安全運転管理の徹底 3 事業所における講習会、研修会の開催 4 事業所における若年運転者対策の推進 5 飲酒運転の根絶・シートベルト等着用運動の推進 6 高齢者を交通事故から守る一事業所一運動の推進 7 アルコール検知器の適正な使用、厳正な点呼実施の徹底 8 その他交通安全活動の推進に関する事項 |
| 指定自動車 教習所協会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 教習生に対する交通安全意識の醸成 2 シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用指導 3 危険予測運転の実地教育訓練 4 高齢運転者教育の充実 5 教習所一日開放による交通安全活動の推進 |
| 交通安全母の会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の交通事故防止の推進 2 各種交通安全教室の開催 3 世代間交流事業の促進 4 その他交通安全活動の推進に関する事項 |

推進(協賛) 機関・団体(順不同)

(推進機関・団体)

島根県
 市町村
 島根県警察本部
 島根県教育委員会
 島根労働局
 中国運輸局島根運輸支局
 国土交通省松江国道事務所
 国土交通省浜田河川国道事務所
 島根県市長会
 島根県町村会
 島根県市町村教育長会島根県交通安全協会
 島根県高速道路交通安全協議会
 島根県安全運転管理者協会
 自動車安全運転センター島根県事務所
 島根県指定自動車教習所協会
 島根県地域交通安全活動推進委員協議会
 自動車事故対策機構島根支所
 島根県系統農協・警察防犯対策協議会
 島根県交通安全母の会連合会
 島根県連合婦人会
 日本自動車連盟島根支部
 島根県社会福祉協議会
 島根県老人クラブ連合会
 島根県保育協議会
 島根県消防協会
 島根県公民館連絡協議会
 島根県旅客自動車協会
 島根県トラック協会

島根県建設産業団体連合会
 島根県二輪車普及安全協会
 島根県自動車整備振興会
 島根県自動車販売協会
 島根県軽自動車協会
 軽自動車検査協会島根事務所
 島根県中古自動車販売協会
 島根県自転車軽自動車商協同組合
 島根県石油商業組合
 日本労働組合総連合会島根県連合会
 島根県連合青年団
 島根県友愛会
 島根県交通運輸産業労働組合協議会
 島根県商工会議所連合会
 島根県商工会連合会
 西日本旅客鉄道株式会社米子支社
 一畑電車株式会社
 一畑バス株式会社
 石見交通株式会社
 島根県公立高等学校長協会
 島根県小学校長会
 島根県中学校長会
 島根県私立中学高等学校連盟
 島根県国立幼稚園・こども園長会
 島根県特別支援学校長会
 島根県高等学校 PTA 連合会
 島根県 PTA 連合会
 島根県幼稚園 PTA 連合会

島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
 島根県飲食業生活衛生同業組合
 日本自動車旅行ホテル協会島根支部
 島根県病院協会
 島根県小売酒販組合連合会

(協賛団体)

日本道路交通情報センター松江センター
 朝日新聞松江総局
 NHK 松江放送局
 エフエム山陰
 共同通信社松江支局
 山陰中央新報社
 TSK 山陰中央テレビ
 BSS 山陰放送
 産経新聞松江支局
 時事通信社松江支局
 新日本海新聞社
 中国新聞社
 日本海テレビ
 日本経済新聞社松江支局
 毎日新聞松江支局
 読売新聞松江支局
 島根日日新聞社
 島根県ケーブルテレビ協議会

島根県交通事故相談所

島根県交通事故相談所では、交通事故の損害賠償に関するいろいろな悩みごとなどについて無料相談を行っています。

●相談場所は

| 名 称 | 所 在 地 ・ 開 設 日 | 電 話 ・ FAX |
|---------------------|--|-------------------------------|
| 島根県交通事故相談所 | 松江市殿町 8 番地 島根県庁南庁舎 別館 1 階 開設日：土曜・日曜・祝休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く毎日 | 0852-22-5102 (FAX 22-6509) |
| 島根県交通事故相談所 浜田相談室 | 浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎 1 階 開設日：祝休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く毎週水曜日 | 0855-29-5563 |

※相談時間は、午前は9時から12時まで、午後は1時から4時までです。

●巡回相談は

| 会 場 | 相 談 日 |
|--------------------------|--|
| 出雲市役所 | 第 3 木曜日 |
| 大田市役所 | 第 1 火曜日 |
| 益田市役所（要予約） | 第 4 木曜日 |
| 隠岐の島町役場（6・9・12・3月のみ：要予約） | 第 2 木曜日とその翌日 午後 1 時～ 4 時 / 午前 9 時～ 12 時 |

※各会場（隠岐を除く）とも相談時間は午前9時から午後3時までです。